

財務省告示第四百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十七年十一月十五日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百三

二 発行の根拠 十八回）

三 法律及びそ 財政融資資金特別会計法（昭和

の 条 項 第二十六年法律第百一号）第十一

会 計 法（明治三十九年法律第六

号）第五條ノ二

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「非

競争入札発行」という。）、「価格

四 発行方法

三 振替法の適
用等

二 法律及びそ
の条項

一 名称及び記
号

平成十七年十一月十五日

六

イ 発行競争額

額面金額で一兆五千三百九十八億円、財政資金特別会計法

口

札非競争入

八千四百三十五万円、国債の整理基金特別会計法第五條

ハ

国債市場

三十一億二千九百万円、国債の整理基金特別会計法第五條

二

国債市場

ノ二債の整理基金特別会計法第五條

七

イ 払込金額

一兆五千四百五億千三万円、国債の整理基金特別会計法第五條

口

入札競争入

百三十一億三千五百三万九千三百九十八億円、国債の整理基金特別会計法第五條

十 十
三 二

初 利 入 価 ・ 別
期 札 格 第 参
利 発 競 加
子 率 行 争 非 者

十 四

後 第
の 二
利 期
子 以

十 十 十
七 六 五

償 償
還 還
金 金
支 支
額 額
限 限

十 八

入 札
場 参
所 加

十 九

払 者
込 札
期 参
日 加

年 ○ ・ 三 パーセント
平 成 十 八 年 五 月 十 五 日 を 支 払 期
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下 、
次 号 及 び 第 十 五 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 五 月 十 五 日 及 び 十 一 月 十 五
日 を 支 払 期 と し 各 支 払 期 に お
い て そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。

平 成 十 九 年 十 一 月 十 五 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

平 成 十 七 年 十 一 月 十 五 日